

自動けいぞく（累積）投資約款（追加型株式投資信託用）

1. 約款の趣旨

この約款は、八幡信用金庫（以下、「当金庫」といいます。）を通じて取引する追加型株式投資信託のうち自動けいぞく投資コースの投資信託（以下、自動けいぞく投資コースの個々の投資信託のことを「個別商品」といいます。）について、お客様と当金庫との間の自動けいぞく（累積）投資に関する取決めです。

当金庫は、この約款の規定にしたがってお客様と個別商品の自動けいぞく（累積）投資契約（以下、「契約」といいます。）を締結いたします。なお、この約款に別段の定めがないときには、「八幡信用金庫投信取引約款」（以下、「投信取引約款」といいます。）、「投資信託電子サイン取引規定」、個別商品の投資信託約款、個別商品の目論見書にしたがって取り扱います。

2. 申込方法

- (1) この契約の申込みは、お客様が買付けを希望する個別商品毎に所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名、押印（投信取引口座のお届出の印鑑によります。）し、これを当金庫の本支店または出張所（以下、「取扱店」といいます。）に提出することによって行うものとし、当金庫が承諾した場合に限り契約を締結することができます。
- (2) 契約が締結されたとき、当金庫は、ただちに当該自動けいぞく（累積）投資口座を設定いたします。

3. 金銭の払込

お客様は、個別商品の買付けにあてるための金銭（以下、「払込金」といいます。）をその口座に払い込むことができ、第1回目の払込金は、これを契約の申込時に払い込むものといたします。

なお、個別商品の払込金の単位等は目論見書補完書面に定めるものといたします。

4. 買付時期および価額

- (1) 当金庫は、お客様から買付けの申込みがあったとき、遅滞なく個別商品の買付けを行います。ただし、当該個別商品の目論見書において買付け（および換金）の申込みがお取扱いできない日（以下、「注文停止日」といいます。）が定められている場合は、注文停止日における買付申込のお取扱いはできません。
- (2) 前項の買付価額は、個別商品の投資信託約款または目論見書に定める所定の価額となります。
- (3) 上記(1)の買付申込みがあったときの払込金は、買付金額（買付価額に買付口数を乗じたもの）に当金庫所定の手数料および消費税を加えた金額といたします。
- (4) 買付けられた個別商品の所有権ならびにその元本または収益分配金に対する請求権は、当該買付けの日からお客様に帰属します。

5. 収益分配金の再投資

この契約により買付けた個別商品の収益分配金は、お客様に代わって当金庫が受領のうえ、お客様の個別商品の自動けいぞく（累積）投資口座に繰り入れ、原則としてその全額から税金を差し引いた金額をもって決算日の基準価額により当該個別商品の買付けを行います。

なお、この場合、買付けの手数料は無料といたします。

6. 返 還

当金庫は、この契約により買付けた個別商品について、お客様からその返還を請求されたときに返還いたします。この場合、返還の請求は所定の手続きによってこれを行うものとし、当該請求のあった個別商品の投資信託約款または目論見書に定める所定の価額に基づき換金し、所定の手数料と手数料にかかる消費税、所定の信託財産留保額、税金等を差し引いた金銭の引渡しをもって返還にかえるものとします。

ただし、当該個別商品の目論見書に注文停止日が定められている場合は、注文停止日には返還申込のお取扱いはできません。

7. 定期引出

お客様は、当金庫所定の個別商品については、上記5. の収益分配金の再投資を停止し、返還を受ける契約を当金庫と締結することができます。

8. 解 約

- (1) この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。
 - ① お客様から解約のお申出があったとき
 - ② 当金庫が個別商品の自動けいぞく（累積）投資業務を営むことができなくなったとき
 - ③ 個別商品が償還されたとき
- (2) この契約が解約されたとき、当金庫は、遅滞なく個別商品を6. に準じて取扱店において、お客様に返還いたします。

9. 申込事項等の変更

- (1) 改名、転居ならびにお届出の印鑑の変更など申込事項に変更があったときは、お客様は、所定の手続きによって遅滞なく当金庫に申し出てください。
- (2) 前項のお申出があったとき、当金庫は、戸籍抄本、印鑑証明書、その他必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

10. そ の 他

- (1) 当金庫は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
- (2) 当金庫は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。
 - ① 当金庫所定の申込書等に押印された印影とお届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて、この契約に基づく個別商品返還代金の金銭を返還した場合
 - ② 返還の請求が所定の手続きによりなされなかったため、または押印された印影がお届出の印鑑と相違するために、この契約に基づく個別商品返還代金の金銭を返還しなかった場合
 - ③ 金銭を投信取引約款に定める指定預金口座へ振込んだ後に発生した損害
 - ④ 天災地変その他不可抗力により、この契約に基づく個別商品の買付けもしくは個別商品返還代金の金銭の返還が遅延した場合

1 1. 約款の変更

この約款は、法令の変更、監督官庁の指示、日本証券業協会が定める諸規則の変更、その他必要な事由が生じたときは、民法第548条の4の規定に基づき、変更することがあります。

変更を行う旨、変更後の規定の内容およびその効力発生時期は、店頭表示、インターネットその他相当の方法により周知します。

なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、効力発生時期が到来するまでに周知します。

以 上

(令和7年4月改訂)

自動けいぞく（累積）投資約款（中期国債ファンド用）

1. 約款の趣旨

この約款は、八幡信用金庫（以下、「当金庫」といいます。）を通じて取引する三菱UFJ国際投信株式会社の発行する中期国債ファンドについて、お客様と当金庫との間の自動けいぞく（累積）投資に関する取決めです。

当金庫は、この約款の規定にしたがってお客様と中期国債ファンドの自動けいぞく（累積）投資契約（以下、契約といいます。）を締結いたします。なお、この約款に別段の定めがないときには、「八幡信用金庫投信取引約款」（以下、「投信取引約款」といいます。）、中期国債ファンドの投資信託約款、中期国債ファンドの目論見書にしたがって取り扱います。

2. 申込方法

- (1) この契約の申込みは、所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名、押印（投信取引口座のお届出の印鑑によります。）し、これを当金庫の本店または出張所（以下、「取扱店」といいます。）に提出することによって行うものといたします。
- (2) 契約が締結されたとき、当金庫は、ただちに中期国債ファンド自動けいぞく（累積）投資口座を設定いたします。
- (3) 口座を設定した場合には、自動けいぞく（累積）投資口座開設のご通知を遅滞なく送付または交付いたします。

3. 金銭の払込

お客様は、中期国債ファンドの買付けにあてるため、1回の払込みにつき1円以上の金銭（以下、「払込金」といいます。）をその口座に払い込むことができます。

ただし、第1回目の払込金は、これを契約の申込時に払い込むものといたします。

4. 買付時期および価額

- (1) 当金庫は、お客様から買付けの申込みのあった日の翌営業日に、遅滞なく中期国債ファンドの買付けを行います。
- (2) 前項の買付価額は、買付日の前日の基準価額といたします。
- (3) 買付けられた中期国債ファンドの所有権ならびにその元本および収益分配金に対する請求権は、当該買付けの日からお客様に帰属します。

5. 収益分配金の再投資

この契約により買付けた中期国債ファンドの収益分配金は、前月の最終営業日（その翌日以降に買付けた場合については当該買付け日）から当月の最終営業日の前日までの分を、当月の最終営業日にお客様に代わって当金庫が受領のうえ、これを当該お客様の中期国債ファンド自動けいぞく（累積）投資口座に繰り入れ、原則としてその全額から税金を差し引いた金額をもって当月最終営業日の前日の基準価額により中期国債ファンド買付けを行います。

6. 返 還

当金庫は、この契約により買付けた中期国債ファンドまたは収益分配金について、お客様からその返還を請求されたときに返還いたします。この場合、返還の請求は所定の手続きによってこれを行うものとし、当該請求にかかる中期国債ファンドについては、返還の請求があった日の翌営業日（以下、「受渡日」といいます。）の前日の基準価額により換金し、税金等を差し引いた金銭の引渡しをもって返還にかえるものとします。

ただし、受渡日が買付日から30日以内の場合は、三菱UFJ国際投信株式会社に代わり、中期国債ファンド1万口につき10円を信託財産留保額として申し受けます。

7. 解 約

- (1) この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。
 - ① お客様から解約のお申出があったとき
 - ② 当金庫が中期国債ファンドの自動けいぞく（累積）投資業務を営むことができなくなったとき
 - ③ 中期国債ファンドが償還されたとき
- (2) 当金庫は、引続き3ヵ月をこえて払込金のない契約については、これを解約させていただくことがあります。
- (3) この契約が解約されたとき、当金庫は、遅滞なくお客様の中期国債ファンドおよび収益分配金を6.に準じて取扱店において、お客様に返還いたします。

8. 申込事項等の変更

- (1) 改名、転居ならびにお届出の印鑑の変更など申込事項に変更があったときは、お客様は、所定の手続きによって遅滞なく当金庫に申し出ていただきます。
- (2) 前項のお申出があったとき、当金庫は、戸籍抄本、印鑑証明書、その他必要と認める書類等をご提出していただくことがあります。

9. そ の 他

- (1) 当金庫は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
- (2) 当金庫は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。

- ① 当金庫所定の申込書等に押印された印影とお届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて、この契約に基づく中期国債ファンドまたは収益分配金を返還した場合
 - ② 返還の請求が所定の手続きによりなされなかったため、または押印された印影がお届出の印鑑と相違するために、この契約に基づく中期国債ファンドまたは収益分配金を返還しなかった場合
 - ③ 金銭を投信取引約款に定める指定預金口座へ振込んだ後に発生した損害
 - ④ 天災地変その他不可抗力により、この契約に基づく中期国債ファンドの買付けもしくは中期国債ファンドまたは収益分配金の返還が遅延した場合
- (3) この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときは改訂されることがあります。

以 上
(1 7 . 9 制定)
(1 7 . 1 0 改訂)
(1 8 . 1 2 改訂)
(2 7 . 7 改訂)